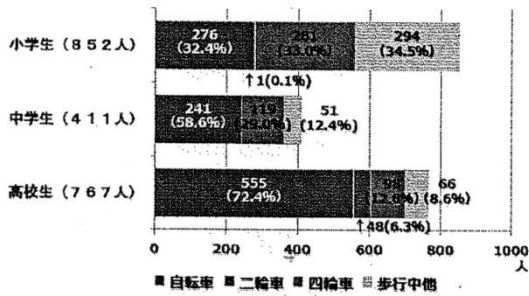


児童生徒の交通事故状態別死傷者数

(平成29年 千葉県 千葉県警察本部統計による)



交通事故での自転車事故の占める割合は？

- 小学生で 約3割
- 中学生で 約6割
- 高校生で 約7割 です！



(平成29年の県内交通事故死傷者数における自転車事故での死傷者数の割合 千葉県警察本部統計による)

交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



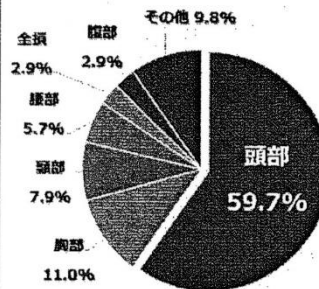
「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
(乗車用ヘルメットの着用)
第14条第3項

保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

※児童等: 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

自転車事故による損傷部位別死者数の割合

(平成28年 全国 警察庁交通局統計による)



平成28年中の自転車事故での死者数609人のうち、頭部損傷による死者数は、304人に及びます。

- 乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。
 - 着用で死亡率が約4分の1に低減するという報告があります。
- (公益財団法人 交通事故総合分析センター「交通事故分析レポートNO.27」(平成28年1月発行)による。)

乗車用ヘルメットは被害軽減に有効です！

万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

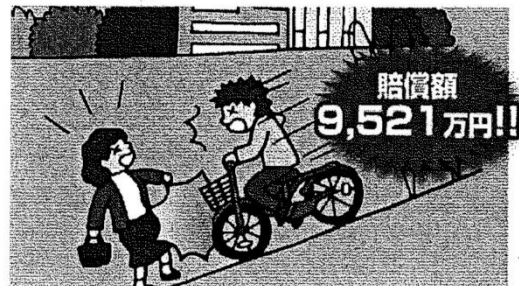


「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
(自転車損害賠償保険等への加入)
第15条第1項

自転車利用者(児童等である場合にあっては、その保護者)は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

※児童等: 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

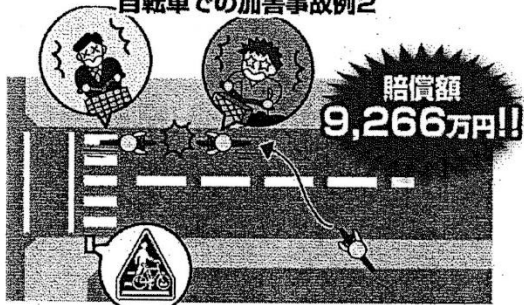
自転車での加害事故例1



男子小学生が、夜間自転車で時速20~30キロで坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突した。女性は頭の骨を折り、意識の戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

自転車での加害事故例2



男子高校生が、昼間自転車横断帯のかなり手前の歩道から、車道を斜めに横断したところ、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突した。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
(東京地方裁判所 平成 20 年 6 月 5 日判決)

自転車損害賠償保険等の加入について
確認しましょう！

- 赤色TSマーク付帯保険 (補償限度額1億円)
- 青色TSマーク付帯保険 (補償限度額1,000万円)
- 自転車向けの賠償責任保険
- 自動車の任意保険等の個人賠償責任補償特約
- PTAや学校が窓口の保険



赤色TSマーク

<例> 全国高P連賠償責任補償制度 → 県内公立高校95校が加入しています。
(平成29年度交通安全教育課直による)

- 会社等の団体保険・共済保険等

あなたとみんなの命を守る

ちばサイクルール

～千葉県自転車安全利用ルール～



自転車に乗る前のルール 自転車に乗るときのルール

- | | |
|-------------|---------------|
| ①自転車保険に入ろう | ①車道の左側を走ろう |
| ②点検整備をしよう | ②歩いている人を優先しよう |
| ③反射器材を付けよう | ③ながら運転はやめよう |
| ④ヘルメットをかぶろう | ④交差点では安全確認しよう |
| ⑤飲酒運転はやめよう | ⑤夕方からライトをつけよう |